## 沖縄県立芸術大学編入学及び転入学規程

令和 4 年12月 7 日 沖芸大規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則(沖芸大規則第1号。以下「学則」という。) 第22条、第23条の規定に基づき、編入学及び転入学(以下「編入学等」という。)の実 施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

- 第2条 編入学等を出願できる者は、学則第22条、第23条に定める要件に該当し、かつ、 大学在学者及び中退者においては、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者と する。
- 2 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校 教育の期間を含む。)を修了した者は、前項の要件に該当するものとする。 (試験)
- 第3条 編入学等を志願する者は、編入学等試験に合格しなければならない。 (検定料)
- **第4条** 編入学等を志願する者は、所定の期日までに入学考査料を納入しなければならない。

(入学料)

第5条 編入学等試験に合格し、本学へ編入学等をしようとする者は、所定の期日までに 入学料を納入しなければならない。

(編入学等年次)

第6条 編入学等を許可された者は、志望する学科及び専攻の3年次に在籍させることと する。

(修業年限及び在学期間)

- 第7条 編入学等の修業年限は2年とする。
- 2 編入学等の学生の在学期間は、学則第11条第2項の規定により、3年を超えることができない。

(単位認定)

**第8条** 編入学等を許可された者が既に履修したものとみなす授業科目及びその単位数の 認定については、72単位を超えないものとする。

(雑則)

第9条 編入学等に必要な手続き及び編入学等試験の実施方法、その他必要な事項は、当該学部の教授会が定めるところによる。

## 附則

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。